

(仮称) 第3次豊田市子ども総合計画について (案)

1 第3次豊田市子ども総合計画の計画期間

第2次豊田市子ども総合計画
平成27～31年度

第3次豊田市子ども総合計画
平成32～36年度

第8次豊田市総合計画
平成29～36年度

第3次豊田市教育行政計画
平成30～33年度

2 第3次豊田市子ども総合計画の対象

- 妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代（施策の内容により30歳代も含む）までの子ども及び青少年
- その子どもや青少年を養育する家庭

3 第3次豊田市子ども総合計画の基本的な考え方（今後検討）

【参考】第2次豊田市子ども総合計画の基本的な考え方

基本理念：子ども・親・地域が育ち合う子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

取組方針：①安心して生み育てられる支援体制の充実

②すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

③子どもの権利の保障と青少年の健全育成

④地域ぐるみによる子育て社会の創造

※ 第2次豊田市子ども総合計画では、子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもにかかわる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、第2次教育行政計画で対応。

4 第3次豊田市子ども総合計画の施策・事業（今後検討）

【参考】第2次豊田市子ども総合計画の施策・事業

- 施策体系に沿って187事業を掲載
- 重点事業として9事業を位置づけ

(例) 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置

0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上

若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営

5 第3次豊田市子ども総合計画策定に向けたスケジュール

平成30年 5月 子どもにやさしいまちづくり推進会議への諮問
平成31年 7月 子どもにやさしいまちづくり推進会議からの答申
8月 第3次豊田市子ども総合計画素案の策定
10月 パブリックコメントの実施
2月 3月市議会定例会議案上程

6 計画策定における子どもにやさしいまちづくり推進会議の役割

- 第3次豊田市子ども総合計画策定に向けた意見具申

【豊田市子ども条例（抜粋）】

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画(以下「子ども総合計画」といいます。)を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

7 子どもにやさしいまちづくり推進会議検討スケジュール

平成30年 5月 子どもにやさしいまちづくり推進会議への諮問

- ・会議での検討（5回程度）
- ・検討部会の設置・開催（必要に応じて）
- ・市民アンケートの実施
- ・関係団体への意見聴取
- ・第3次豊田市子ども総合計画素案、子ども子育て支援事業計画素案の作成

平成31年 7月 子どもにやさしいまちづくり推進会議からの答申

8 その他

次回スケジュール

【時期】平成30年5月中旬頃

【内容】諮問、市民アンケートの内容検討 ほか